

市・県民税の申告相談

期間 2月4日(火)～3月17日(月)

問 税務課市民税係
☎43-7033

譲渡所得があるかた

平成26年度分市・県民税の申告相談が始まります。忘れずに期間内に正しい申告をしましょう。

申告会場では

- ①受付時間内に、会場入口付近にある番号札を手前からお取りください。
- ※受付時間前に番号札は取れません。

- ②番号が呼ばれるまでお待ちください。掲示している「開始目安時間」までは外出できます。

受付時間
開場 8時
※中央公民館は15時30分まで
申告開始 9時
8時～15時

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

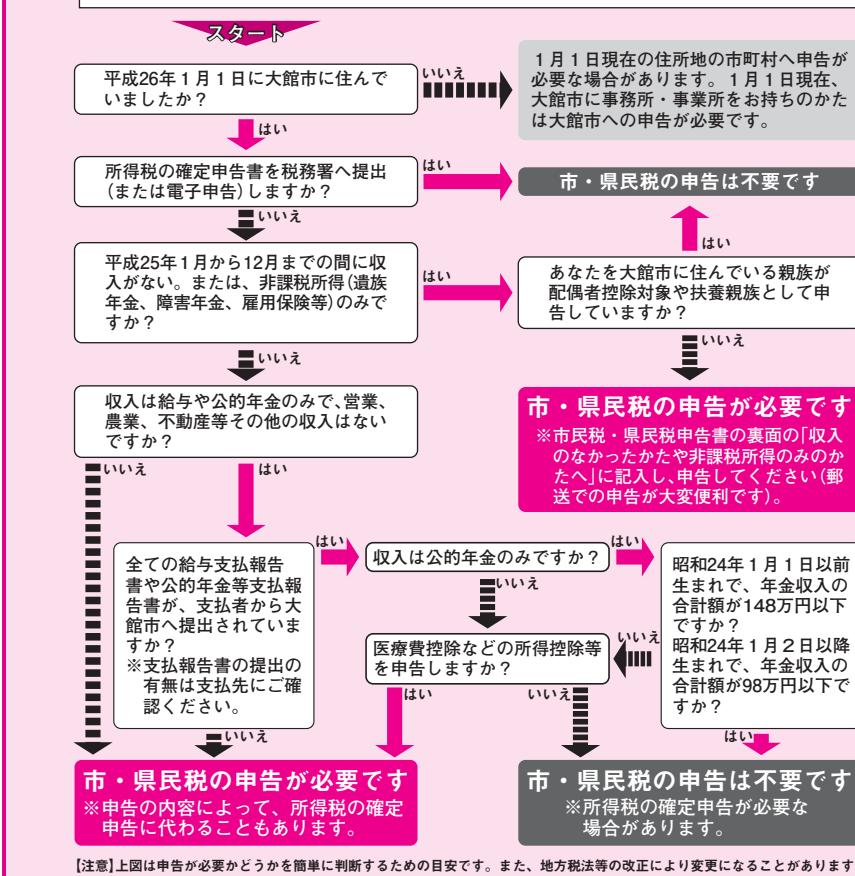
収入と経費を帳簿などに記帳し、関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。
なお、農業所得の申告は、次の関係書類を持参してください。

帳簿等の作成について

今年行う事業から、営業・農業・不動産・山林所得がある場合、帳簿などを作成し一定期間保存することが義務付けられました。来年の申告に使いますので、該当する所得があるかたは忘れずに入りと経費をまとめておきましょう。

あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。申告書が送られなくても、申告が必要なかたは申告してください。



収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくとも国民健康保険税の減額判定資料になりますので、申告をお願いします。
※譲渡所得、山林所得用の申告書は別ありますので、必要なかたはご連絡ください。

医療費控除を申告するかた

医療費の領収書の合計金額を計算してください。通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合は医療費に算入できますが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算することはできません。また「医療費のお知らせ」どは医療費に算入できますが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算することとは医療費の領収書に該当しないのでご注意ください。